

平成 31 年

第 2 回 農業委員会通常総会議事録

(平成 31 年 2 月 25 日開催)

武蔵野市農業委員会

平成 31 年第 2 回農業委員会通常総会議事録

1 日 時 平成 31 年 2 月 25 日 (月) 午前 9 時 30 分

2 場 所 武蔵野市役所 8 階 812 会議室

3 議 事

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請の許可について

4 協議・報告事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について (報告)
- (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について (報告)
- (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について (報告)
- (4) 農地パトロール改善報告について (報告)
- (5) 市民農園の応募状況について (報告)
- (6) 武蔵野市東京うど組合品評会について (報告)
- (7) 第 60 回農業委員・農業者大会について (報告)
- (8) 農業委員会だより第 12 号について (報告)
- (9) 次年度農業委員会等日程について (報告)
- (10) その他 会議等日程について (報告)

5 出席者

出席農業委員	1 番	榎	本	一	宏	君	2 番	榎	本	清	一	君	
	3 番	田	中	恒	男	君	4 番	高	橋	嘉	晴	君	
	5 番	大	谷	壽	子	君	6 番	榎	本	英	明	君	
	7 番	大	坂	新	一	君	8 番	高	橋	宏	通	君	
	9 番	田	中	武	徳	君	10 番	櫻	井	真	二	郎	君
	11 番	桑	津	昇	太	郎	君	12 番	船	木	忠	秋	君
	13 番	田	邊	安	輝	子	君	14 番	齋	藤	久	枝	君

欠席委員									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6 事務に従事した職員

局 長 西 川 和 延 君

係 長 佐 々 木 要 一 君

主 任 高 島 淳 子 君

(事務局長) 定刻になりましたので、ただいまより平成 31 年第 2 回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。会長、お願いいたします。

#### 1 開会 (会長)

ただいまより、農業委員会通常総会を開催いたします。

本日は、総会ですので、事務局より会議の成立について報告があります。

#### 2 成立報告 (事務局長)

本日は在任農業委員 14 名中 14 名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により有効に成立していることを報告いたします。

#### 3 欠席報告 (会長)

本日は、欠席の委員はおりません。

#### 4 署名委員 (会長)

本日の署名委員は、議席番号順で、9 番 田中武徳委員、10 番 櫻井真二郎委員にお願いします。

#### 5 協議・報告事項 (会長)

それでは、議事に入ります。議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請の許可について を上程します。農業委員会法第 31 条により自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については議事参与不可のため、船木委員には審議のあいだ席を外していただきます。

(船木委員 退室)

事務局の説明を求めます。

(事務局 説明)

(会長) この件については、第 5 地区担当の高橋宏通委員にも立会いをお願いしましたので、ご報告をお願いします。

(8 番 高橋宏通君 報告)

(会長) この件について、質疑のある方はお願いします。

(7 番 大坂新一君) 許可基準にある、農作業への常時従事要件ですが、譲受人が農作業に従事しないが、家族ではない第 3 者が常時従事する場合は基準は満たさないということでしょうか。例えば貸借の制度も整備されたので、事例としては出てくるかもしれないと感じている。

(事務局) その場合は基準は満たしません。あくまでも同一経営体で常時従事する場合に限り認めています。

(会長) 質疑も終了したようですので、採決に入ります。議案第 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手を確認)

挙手多数ですので、本案は可決されました。

船木委員に戻っていただきますので、事務局はご案内をお願いいたします。

(船木委員 入室)

それでは、協議報告事項に入ります。協議・報告事項に従いまして進めてまいります。まず(1)の引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より報告を求めます。

(事務局 報告)

(榎本清一 委員 報告)

(7番 大坂新一君) 榎本清一委員からも報告がありましたように、適正に営農を実施されていますが、一点補足です。申請者の畑では地粉うどんの小麦を栽培しており、該当地の面積の半分を使い小麦の生産を行っています。もう半分は学校給食用のじゃが芋を生産予定と聞いております。このような地域貢献をされていますので、ご紹介させていただきました。

(会長) 以上について、何か御質問等ございますでしょうか。

(会長) 特にないようですので、続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局より報告を求めます。

(事務局 報告)

(会長) 特にないようですので、続きまして(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局より報告を求めます。

(事務局 報告)

(会長) 特にないようですので、続きまして(4)農地パトロール改善報告について事務局より報告を求めます。

(事務局 報告)

(田中武徳委員 報告)

(榎本英明委員 報告)

(会長) 以上について、何か御質問等ございますでしょうか。

(3番 田中恒男君) 農業委員会として、是正を指導し続けていく必要があるが、問題の農地があり、納税猶予を受けているとした場合、委員会としても納税猶予の適格者証明を出せるのだろうか。また、納税猶予の適格者証明を出す際に、農業者は税務署に収支報告を添付するが、実際営農に問題があると考えられる真偽がはっきりしない農地が対象の場合は、どのような収支報告を税務署に出しているのかわかれば、営農状況の判断の参考になると考える。

(5番 高橋嘉晴君) 提案ですが適格者証明を提出してもらう際に、記載済みの収支報告も添付してもらってはどうか。

(7番 大坂新一君) 提出してもらうことに法的な問題はないでしょうか。

(事務局長) 法的に提出を義務付けることはできません。あくまでもお願いの範疇となります。お願いに応じてもらえれば、受領すること自体は問題にならないと考えます。全ての人に一律とする必要はあまりないと思いますので、営農状況に疑義がある際には提出をお願いするということで、事務局で対応したいと考えます。

(7番 大坂新一君) 仮に営農状況に疑義があるとされる農地に対して、真偽確認不十分で引き続きの証明を発行してしまうようなことがあり、税務署が農業委員会の証明はあてにならないと考えるようなことがあり、全ての農地に対し影響が出てくる。事実確認をしっかりと行うことと、営農状況に疑義がある生産者には農業委員会として、しっかりと指導を行っていく必要がある。

(会長) 他にはないようですので、次に(5) 市民農園の応募状況について、事務局より報告を求めます。

(事務局 報告)

(会長) 以上について、何か御質問等ございますでしょうか。

(会長) 特にはないようですので、次に(6) 武蔵野市東京うど組合品評会について、事務局より報告を求めます。

(事務局 報告)

(会長) 以上について、何か御質問等ございますでしょうか。

(会長) 特にはないようですので、次に(7) 第60回農業委員・農業者大会について、事務局より報告を求めます。

(事務局 報告)

(会長) 以上について、何か御質問等ございますでしょうか。

(質疑応答)

(会長) 特にはないようですので、次に(8) 農業委員会だより第12号について、事務局より報告を求めます。

(事務局 報告)

(櫻井真二郎委員 報告)

(会長) 以上について、何か御質問等ございますでしょうか。

(会長) 特にはないようですので、次に(9) 次年度農業委員会等日程について、事務局より説明を求めます。

(事務局 報告)

(会長) 以上について、何か御質問等ございますでしょうか。

## 6 その他

(会長) 特にはないようですので、最後に(10) その他 会議等日程ですが、事務局より順番に説明を求めます。

(事務局 説明)

(会長) 本日の協議・報告事項は以上ですが、ご出席の委員の方々から何かありますか？ 特にはないようですので、以上をもちまして、本日の通常総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 10時50分